

不明確条項解釈契約準則と関連する最高裁判例

客員弁護士 小濱意三

第1 はじめに

約款の解釈に当たっては、従来から次の諸準則が挙げられている¹⁾。①個別合意優先の準則（契約当事者間で、約款中のある条項につきこれと異なる合意をしていれば、いかに約款を組み入れる合意をしていても、この個別合意が優先する）、②約款の客観的・統一的解釈の準則（約款を用いてなされた個別具体的な契約の解釈に際しては、客観的に表現された約款文言のみを解釈対象としなければならない）、③疑わしきは、約款使用者に不利に解釈するとの準則（約款文言に複数の解釈可能性が残るために約款の解釈について疑いがある場合には、約款を作成または使用した当事者に不利に解釈されなければならない）、④不意打ち防止の準則（約款中のある条項が契約の外部的表現形態からして予期できないほどに異常である場合には、その条項は契約の構成部分とならない）。

このうち、③の準則は、不明確条項の解釈一般に関する準則として、約款によらない契約についても射程の及ぶ準則であるとされる。この準則は、契約解釈の際に、他のすべての解釈方法によって解釈してもなお明確な結論が得られず、複数の解釈可能性が残る多義的条項につき、契約に欠缺があるものとして任意法規による補充や、当該契約を不成立ないし無効とする処理をするのではなく、複数の解釈可能性の一つを選択することにより、契約内容を確定すべきであると考えられるものであり、「表現使用者には複数の解釈可能性を残すことのないように明確な表現を用いる義務と、その義務を果たさなかったがゆえに、自己に不利益な解釈可能性を負担しなければならない」という理解に根ざしたものと位置づけられる。（また、表現使用者の義務を消費者保護・弱者保護の政策的視点から規定することも可能であるとされる）²⁾。

以下、③の準則（以下、不明確条項解釈準則という）との関連が指摘されている最高裁判例を紹介する。

3)

第2 裁判例の紹介

1 最判平成17年12月16日（判例時報1921号61頁）

(1) 事案

Xは、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の認定を受けたY（大阪府供給公社）所有の共同住宅を賃借し、敷金35万円余りを交付した。賃貸借契約の解約により住宅を明け渡したXに対し、Yは、本件敷金から本件住宅の補修費用として通常の使用に伴う損耗（通常損耗）についての補修費用を含む30万円余りを差し引いた約5万円を返還したところ、Xは、Yに対して、Yに差し入れていた敷金のうち未返還分の30万円余り及びこれに対する遅延損害金の支払いを求めた。

(2) 契約の解釈に関する争点

本件契約における補修約定は、以下のとおりである。すなわち、本件賃貸借契約書22条2項は、賃借人が住宅を明け渡すときは、住宅内外に存する賃借人又は同居者の所有するすべての物件を撤去してこれを原状に復するものとし、本件負担区分表に基づき補修費用を被上告人の指示により負担しなければならない旨を定めている（以下、この約定を「本件補修約定」という。）。そして、本件負担区分表は、

補修の対象物を記載する「項目」欄、当該対象物についての補修を要する状況等（以下「要補修状況」という。）を記載する「基準になる状況」欄、補修方法等を記載する「施工方法」欄及び補修費用の負担者を記載する「負担基準」欄から成る一覧表によって補修費用の負担基準を定めており、このうち、「襖紙・障子紙」の項目についての要補修状況は「汚損（手垢の汚れ、タバコの煤けなど生活することによる変色を含む）・汚れ」、各種床仕上材」の項目についての要補修状況は「生活することによる変色・汚損・破損と認められるもの」、各種壁・天井等仕上材」の項目についての要補修状況は「生活することによる変色・汚損・破損」というものであり、いずれも退去者が補修費用を負担するものとしている。また、本件負担区分表には、「破損」とは「こわれていたむこと。また、こわしていためること。」「汚損」とは「よごれていること。または、よごして傷つけること。」であるとの説明がされている。

本件契約における上記の補修約定は、Xが本件住宅の通常損耗にかかる補修費用を負担する内容のものか。

（３）裁判所の判断

最高裁は、賃借物件の損耗の発生は、賃貸借という契約の本質上当然に予定されているものであり、通常損耗に係る投下資本の減価の回収は、通常、減価償却費や修繕費等の必要経費分を賃料の中に入れてその支払を受けることにより行われているとしたうえで、「そうすると、建物の賃借人にその賃貸借において生ずる通常損耗についての原状回復義務を負わせるのは、賃借人に予期しない特別の負担を課すことになるから、賃借人に同義務が認められるためには、少なくとも、賃借人が補修費用を負担することになる通常損耗の範囲が賃貸借契約書の条項自体に具体的に明記されているか、仮に賃貸借契約書では明らかでない場合には、賃貸人が口頭により説明し、賃借人がその旨を明確に認識し、それを合意の内容としたものと認められるなど、その旨の特約（以下「通常損耗補修特約」という。）が明確に合意されていることが必要であると解するのが相当である。」とし、「本件賃貸借契約書22条2項自体において通常損耗補修特約の内容が具体的に明記されているということとはできない。また、同項において引用されている本件負担区分表についても、要補修状況を記載した「基準になる状況」欄の文言自体からは、通常損耗を含む趣旨であることが一義的に明白であるとはいえない。したがって、本件契約書には、通常損耗補修特約の成立が認められるために必要なその内容を具体的に明記した条項はないといわざるを得ない。」とした。

（４）不明確条項解釈準則との関係

本判決は通常損耗補修特約の「成立を否定」した。不明確条項解釈準則が「複数の解釈可能性の一つを選択することにより、契約内容を確定すべきである」という「契約内容確定のためのルール」であるとするなら、本判決が不明確条項解釈準則を採用していると直ちにいうことは困難である。

もっとも、本判決は、賃借人保護の観点から、賃貸人に通常損耗補修特約について明確に合意すべき義務があることを措定したうえで、その義務を果たさなかったがゆえに、賃貸人が不利益を負担しなければならない旨を示したものと位置づけることも可能であり、そうであれば、本判決は、不明確条項解釈準則（疑わしきは、約款使用者に不利に解釈するとの準則）と重なり合いを持つものといえるであろう⁴⁾。

2 最判平成22年10月14日（判例時報2097号34頁）

（1）事案

Aは、平成16年7月、指名競争入札により、甲広域水道企業団から浄水場内の監視設備工事を請け負った。その工事のうち本件機器の製造等につき、AはBに対し、BはCに対し、CはDに対し、DはYに対し、YはXに対し、順次これを発注し、それぞれ請負契約が締結された。（これらの契約が締結されるに際しては、（1）AはXに本件機器の製造等を行わせることにしたが、XもAとともに前記入札に参加した者であったことから、Aが直接Xに対して発注するのではなく、その子会社又は関係会社を介在させて発注することとなったこと、（2）介在させる会社の選択等を任されたCは、Yに対し、受注先からの入金が必要ならば発注先に請負代金の支払いはしない旨の入金リンク特約を付するからYにリスクはない旨を説明していたこと（3）AはXに対して、Xに対する発注者をYとすることについて打診し、XはYの与信調査を行ったうえ応諾する旨をAに回答した等の事情がある。）。

XとYとは、本件機器の製造等につき請負契約（以下「本件請負契約」という。）の締結に際し、「支払条件」欄中の「支払基準」欄に「毎月20日締切翌月15日支払」との記載に続けて「入金リンクとする」との記載（以下「本件入金リンク条項」という。）がある注文書と請書とを取り交わして、Yが本件機器の製造等に係る請負代金の支払を受けた後にXに対して本件代金を支払うことを合意した。なお、本件請負契約における代金額と、DY間の請負契約における代金額は同額である。

Xが本件機器を完成させてAに本件機器を引き渡し、AからB、BからCへと請負代金が支払われたが、Cが破産手続開始決定を受けたため、Yは代金の支払いを受けられなかった。

以上の事情のもとで、Xは、Yに対し請負代金の支払いを求めて提訴した。

（2）契約の解釈に関する争点

本件入金リンク条項は、本件代金支払いについてYが上位者から代金支払いを受けることを停止条件とする趣旨の条項であるか、あるいは、不確定期限とする趣旨の条項であるか。

（3）裁判所の判断

「本件請負契約が有償双務契約であることは明らかであるところ、一般に、下請負人が、自らは現実に仕事を完成させ、引渡しを完了したにもかかわらず、自らに対する注文者である請負人が注文者から請負代金の支払を受けられない場合には、自らも請負代金の支払を受けられないなどという合意をすることは、通常は想定し難いものというほかはない。特に、本件請負契約は、代金額が3億1500万円と高額であるところ、一部事務組合である甲広域水道企業団を発注者とする公共事業に係るものであって、浄水場内の監視設備工事の発注者である同企業団からの請負代金の支払は確実であったことからすれば、XとYとの間においては、同工事の請負人であるAから同工事の一部をなす本件機器の製造等を順次請け負った各下請負人に対する請負代金の支払も順次確実に行われることを予定して、本件請負契約が締結されたものとみるのが相当であって、Xが、自らの契約上の債務を履行したにもかかわらず、Yにおいて上記請負代金の支払を受けられない場合には、自らもまた本件代金を受領できなくなることを承諾していたとは到底解し難い。」として、「有償双務契約である本件請負契約の性質に即して、当事者の意思を合理的に解釈すれば、本件代金の支払につき、被上告人が上記支払を受けることを停止条件とする旨を定めたものとはいえず、本件請負契約においては、被上告人が上記請負代金の支払を受けたときは、

その時点で本件代金の支払期限が到来すること、また、被上告人が上記支払を受ける見込みがなくなったときは、その時点で本件代金の支払期限が到来することが合意されたものと解するのが相当である。」とした。

(4) 不明確条項解釈準則との関係

本判決は、当事者の意思を合理的に解釈すれば不確定期限と解するのが相当であるとするものであり、その表現からは「当事者の合理的意思解釈の手法」によって契約内容を確定しているように理解することができるものである。

もっとも、本判決は、「解釈」の名のもとに契約内容の規制・修正に類した作業を行っているというよりも、有償双務契約の原則から大きくかい離する「通常は想定し難い」合意の成立が認められるためには、それを基礎づけるに足りるだけの明確な合意が必要であり、「入金リンク」というような文言ではなお曖昧であって、そのため本件事案の事情の下では条件合意を基礎づける材料が不十分であるとの判断がされたと位置づけることができ、そうであれば、これは不明確条項解釈準則と連なるものであると考えることも可能である⁵⁾。

3 最判平成26年12月19日(判例時報2247号27頁)

(1) 事案

X(川崎市)は、平成20年2月、川崎市a地区ほかの下水管きょ工事(以下「本件工事」という。)を一般競争入札に付したところ、本件工事の請負を目的としてA及びYにより結成された共同企業体がこれを落札し、同年3月、Xと本件共同企業体との間で、本件工事の請負契約が締結された。本件契約の契約書では、注文者であるXは「甲」、請負人である本件共同企業体は「乙」と表記されていた。そして、同契約書に添付されていた川崎市工事請負契約約款(本件約款)には、「ア 乙が共同企業体である場合には、その構成員は共同連帯してこの契約を履行しなければならない。」「イ 乙が本件契約の当事者となる目的でした行為に関し、公正取引委員会が、乙に独禁法の規定に違反する行為があったとして排除措置命令又は課徴金納付命令を行い、これが確定した場合、乙は、甲に対し、不正行為に対する賠償金として、請負金額の10分の2相当額を甲の指定する期限までに支払わなければならない。」という条項があった。その後、A及びYに対して排除措置命令及び課徴金納付命令がそれぞれなされ、Aに対する排除措置命令等は確定したが、Yに対する排除措置命令等は確定していないという状況の中で、Xは、Aにつき公正取引委員会の排除措置命令及び課徴金納付命令が確定したことを理由に、他の構成員であるYに対し、前記条項に基づき、約定の賠償金の支払いを求めて提訴した。

(2) 契約の解釈に関する争点

本事案において、前記条項の「乙」はどのように解釈されるべきか。「乙」が共同企業体である場合には、当該共同企業体だけでなく、その構成員について排除措置命令等が確定した時にも賠償金支払い義務を生じさせる趣旨であると解することができるが、そうであるとして「A及びY」を指すのか、「A又はY」を指すのか。

(3) 裁判所の判断

最高裁は、「本件契約において、上記「乙」が「A建設又は上告人」を意味するのか、それとも「A建

設及び上告人」を意味するのかは、文言上、一義的に明らかというわけではない。」としたうえで、「被上告人は、共同企業体の構成員のうちいずれかの者についてのみ排除措置命令等が確定した場合に、不正行為に関与せずに排除措置命令等を受けていない構成員や、排除措置命令等を受けたが不服申立て手続をとって係争中の構成員にまで賠償金の支払義務を負わせようというのであれば、少なくとも、上記「乙」の後に例えば「(共同企業体にあつては、その構成員のいずれかの者をも含む。)」などと記載するなどの工夫が必要であり、このような記載のないままに、上記「乙」が共同企業体の構成員のいずれかの者をも含むと解し、結果的に、排除措置命令等が確定していない構成員についてまで、請負金額の10分の2相当額もの賠償金の支払義務を確定的に負わせ、かつ、年8.25%の割合による遅延損害金の支払義務も負わせるというのは、上記構成員に不測の不利益を被らせることにもなる。」として「したがって、本件賠償金条項において排除措置命令等が確定したことを要する「乙」とは、本件においては、本件共同企業体又は「A及びY」をいうものとする点で合意が成立していると解するのが相当である。」と判断した。

(4) 不明確条項解釈準則との関係

本判決は、「乙」とは、本件においては、本件共同企業体又は「A及びY」をいうものとする点で合意が成立していると解するのが相当である。」とするものであり、その表現からは「当事者の合理的意思解釈の手法」によって契約内容を確定していると理解することができるものである。

もともと、判決は、条項の意味は一義的に明らかではないとしたうえで、①賠償義務を課すことは、Yにとって不測の不利益を被らせることになる旨、及び②Xは明確な記載を工夫することが可能であった旨について言及している。これらの言及は、不明確条項解釈準則適用に際して考慮される、①条項によって義務を負うものに不測の不利益とならないこと、②明確性を欠いた条項を作成した者の帰責性といった点と重なり合うものであり、同判決が不明確条項解釈準則を適用したものと評することも可能であるとされる⁶⁾。

第3 「当事者の合理的意思解釈」と不明確条項解釈準則の関係

- 1 契約の内容は、表示の客観的な意味に従って確定されたと考えられてきた（近時は、当事者が表示に付与した意味を確定し、いずれに正当性があるかを問うことによって確定するとの見解が有力である。）。問題は、表示の客観的な意味にせよ、当事者の付与した意味にせよ、それが明確ではない場合に、どのようにして契約の内容を確定するかである。

この問題につき、一般に裁判所は、「当事者の合理的意思を解釈する」ことによって、あるいは補充解釈をすることによって、契約内容を確定してきたと思われる。これに対し、不明確条項解釈準則は、当事者の合理的意思解釈や補充解釈をするのではなく、一定の準則に従って契約内容の確定を図ろうとするものである。

- 2 両手法の関係については、二つのとらえ方が可能である。

一つは、契約の内容が明確ではない場合には、「当事者の合理的意思解釈の手法」ではなく、不明確条項解釈準則を適用して契約内容を確定するのが適当であると理解する立場である。ときとして、判例が当事者の合理的意思解釈あるいは補充解釈という名のもとに、契約内容が裁判所によって創造されてい

るのではないか（そして、その判断はいわばブラックボックス化しているのではないか）、という懸念が示されることがあるが、そのような懸念を前提にして、判断の透明化の観点からは判断のルールを明確にするのが望ましいと考えるのである⁷⁾。

他方、不明確条項解釈準則は、条項を作成する者は熟慮して自分にメリットが生じるよう配慮するという経験則を踏まえたものと考えられるとの指摘もある⁸⁾。このような見方からは、不明確条項解釈準則の基礎となる経験則を働かせて「当事者の合理的意思を解釈」すればよいのであって、かかる判断手法をあえて不明確条項解釈準則を適用したものと明言する必要はないということになると思われる（あるいは、不明確条項解釈準則の基礎となる経験則を働かせるなら、同準則適用の前提となる「契約解釈の際に、他のすべての解釈方法によって解釈してもなお明確な結論が得られず、複数の解釈可能性が残る」という事態には至らないという説明もあるかもしれない）。

上記にあげた最判平成22年10月14日、最判平成26年12月19日は、いずれも「当事者の合理的意思解釈の手法」を採ったことをうかがわせながら、その判断に際しては、不明確条項解釈準則の適用に際して考慮される事由が考慮されているもの考えられる。契約内容の確定が事実認定の問題であり、自由心証主義に基づいてなされるものであるとすると、後者のとらえ方が裁判実務に馴染みやすいのではないだろうか。

第4 おわりに

上記のように、不明確条項解釈準則の趣旨は、「文言の意味、慣習、契約や条項の目的・趣旨などに照らしてもその意味が明らかとならない契約条項を、無効とせず解釈によって内容を確定する際の指針」になるものとして、裁判実務においても取り込まれているもの考えられる。

契約書作成にあたり（特に、原則的な契約の範疇から乖離する解釈を望むときには）、今まで以上に、条項の表現の明確化、条項の内容の具体化、リスクの転嫁条項・分担条項の整備等について留意することが必要であろう。（平成29年9月4日記）

- 1) 新版注釈民法（13）債権（4）184頁以下。
- 2) 前掲1）188頁（潮見佳男執筆）。
- 3) なお、前掲1）は、不明確条項解釈準則による裁判例として、札幌高決昭和45年4月20日、名古屋高判昭和54年8月28日をあげる。また、秋田地裁平成9年3月18日（判例タイムズ971号224頁）は、店舗総合保険普通保険約款の解釈について不明確条項解釈準則によっている。
- 4) 加藤新太郎ほか編「裁判官が説く民事裁判実務の重要論点（契約編）」（第一法規，2017年）72頁参照。
- 5) 山本豊 私法判例リマークス2012年上16頁参照。
- 6) 前掲4）22頁参照。なお、金融法務判例1473－8頁以下（奈良輝久）、判例時報2268－163頁以下（丸山絵美子）参照。
- 7) 上田誠一郎「契約解釈の限界と不明確条項解釈準則」（日本評論社，2003年）209頁。
- 8) 加藤新太郎「民事事実認定論」（弘文堂，4014年）254頁。